

基監発第0423004号

平成19年4月23日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成19年度新規起業事業場就業環境整備サポート事業の
実施に当たって留意すべき事項について

新規起業事業場就業環境整備サポート事業の委託については、平成19年4月23日付け基発0423018号「平成19年度新規起業事業場就業環境整備サポート事業について」をもって示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

なお、本通達をもって平成11年4月1日付け基監発第20号の2「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施に当たって留意すべき事項について」は廃止する。

記

都道府県労働局においては、本事業の委託団体から、本事業の周知を図るためのポスター及びパンフレット等が送付された場合には、広報活動に協力すること。